①令和２年（わ）第３１６号、②３５３号、③４５３号、④５７４号
麻薬及び向精神薬取締法違反幇助、同法違反被告事件
被告人　青井硝子[redacted]

２０２０年7月２０日

公訴事実に対する意見陳述

京都地方裁判所　第３刑事部合議係　御中

弁護人　喜 久 山　　大 貴

本年５月２９日付起訴状に係る公訴事実（③事件）に対する弁護人の意見は次のとおりである。

第１　事実関係について

１　公訴事実によれば、被告人は、本年２月２６日、[redacted]方において、麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液を飲用し、もって麻薬を施用したとされている。

２　この点、被告人が同日、同場所において、ミモザ・テヌイフローラのお茶を飲用したとの限りで外形的な事実関係を認める。

しかし、ミモザ・テヌイフローラのお茶がＤＭＴを含有する水溶液であるとの点は、以下に述べる理由から、複数の意味において争う。

第２　法律解釈について

１　弁護人の２０２０年６月８日付「公訴事実に対する意見陳述」にも記載のとおり、仮にミモザ・テヌイフローラがＤＭＴを含有する植物であ

り、かつ、ミモザ・テヌイフローラのお茶に麻薬成分ＤＭＴが抽出されていたとしても、ミモザ・テヌイフローラのお茶は、その法律解釈として「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液」には該当しない。以下、一部繰り返しになるが、改めて指摘する。

２　まず、お茶には、植物の微細な一部分たる植物成分が溶け込んでいるのであり、これは「麻薬」の定義から明確に除外されている。検察官は、水溶液は植物ではないと主張するようであるが、溶媒の水に溶質たる「植物の一部分（麻薬ではない）」が含まれているに過ぎないのであるから、それらが全体として「麻薬」になるということはあり得ない。

３　「大コンメンタールＩ薬物五法」によれば、麻薬以外のものから麻薬を作り出す「製造」には、化学的変化を経る必要がある。お茶の作出過程に化学的変化は加えられていない。植物片に熱湯を加え、攪拌し、ろ過する程度の簡易な加工により麻薬を製造したものとして取り締まることは、法が想定していないのである。

また、このような簡易な加工により、禁制品でなかった植物が麻薬に変化するのであれば、麻薬の定義からあえて除外した植物の利用が制限されているに等しい。

現に、アカシア・コンフサは和名をソウシジュといい、国内では沖縄などの亜熱帯地域に自生し、街路樹としても親しまれ、「相思樹の歌」はひめゆり学徒隊の愛唱歌としても知られている。その他、ソウシジュは植物染料としても利用され、畑に鋤き込んで肥料や虫除けとしても広く利用されている。

検察官の主張を前提とするのであれば、こうした植物の利用も広く取り締まりの対象となることは避けられない。

第３　飲用したお茶にＤＭＴが含まれていたかについて

１　これまで被告人は、アカシア・コンフサのお茶やミモザ・テヌイフローラのお茶を、ＤＭＴの薬効を合法的に得るために飲用してきた。

２　しかし、被告人はこれらの植物にＤＭＴが含まれていることを科学的な鑑定等により自ら確認したわけではなく、これらの植物に熱湯を加えて作出されるお茶にＤＭＴが含まれていることを自らのサイコアクティブ体験により知覚する以外の方法で知る術はなかった。

３　本件で被告人が飲用したミモザ・テヌイフローラのお茶は、煮出してから相当期間が経過しているものであり、冷凍したものを解凍するなどの状態変化を経たものでもある。

　ＤＭＴが本当に植物から抽出され、被告人が公訴事実記載の時、場所において飲用するまでの間、果たしてお茶の中に存在し続けたかどうかは、検証不可能であって全く明らかではない。

４　そうすると、被告人が飲用したお茶にＤＭＴが含まれていたかどうかは、検察官がこれを科学的に立証できない以上、不明という他なく、争うものである。

第４　尿鑑定ではＤＭＴを含有するお茶かを立証できない

１　検察官は、本年３月３日に任意提出を受けた被告人の尿からＤＭＴが検出された一方で、勾留期間中である本年５月７日に任意提出を受けた被告人の尿からはＤＭＴが検出されなかったとの事実を並べることにより、本年２月２６日に飲用したお茶にＤＭＴが含まれていることを立証しようとしている。

２　しかし、検察官の証拠構造には複数の誤りが含まれている。

　重要なことは、ＤＭＴは哺乳類の体内で生合成される内因性の物質で

あるということである。個人差や体調などによって濃度に違いはあるものの、元来、ヒトの尿中にはＤＭＴが内因的に含まれている。

これはＤＭＴが覚せい剤や合成麻薬などの違法薬物とは本質的に異なっている点である。

３　そうすると、本年５月７日に被告人が任意提出した尿からＤＭＴが検出されなかったとの近畿厚生局麻薬取締部の鑑定結果は、内因性ＤＭＴをも検出できなかったという点で、鑑定能力や精度に問題があったとも考えられ、信用できない。

また、鑑定経過において記録されるべき数値やクロマトグラムなども一切開示されていない（検察官には当該記録の任意開示を求めている）。

４　次に、ＤＭＴが内因性の物質であるということは、体外から摂取されたＤＭＴと識別することは不可能だということである。

本年３月３日に被告人が任意提出した尿から検出されたＤＭＴが、体内で生合成されたものなのか、お茶によって摂取し、排泄されたものなのかを識別することはできない。

さらにいえば、本年２月２６日に摂取したお茶にＤＭＴが含まれていたとしても、６日後の３月３日の尿と共に排出されるといえる根拠もない。

５　なお、体調や環境の変化によっても体内のＤＭＴの濃度は変化するのではないかと考えられており、本年３月３日の尿中濃度が高く、５月７日の尿中濃度が低かったという事実が仮に存在したとしても、それが外因性のＤＭＴの影響であることを科学的に立証することはおよそ不可能である。

６　最後に、外因性のＤＭＴであると仮定しても、それが本年２月２６日に飲んだお茶に由来するものなのか、被告人が直接服用したアカシア・

コンフサの根樹皮の粉末（「植物の一部分」であることが明らか）に由来するものなのかを区別することもおよそ不可能である。

7　以上のように、被告人の尿鑑定でＤＭＴが検出されたとの事実は、外因性のＤＭＴの存在を推認する証拠とはならないだけでなく、外因性のＤＭＴがお茶に由来するのか、植物粉末に由来するのかを区別することもできないのであるから、ＤＭＴを含有する水溶液を施用したことの立証構造としてはおよそ無意味なものといわざるを得ない。

以上